

答申保第66号
令和3年10月4日
(諮問保第84号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報に不存在的理由として不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年8月18日付けで「昭和〇～平成〇年頃までにかごしまの職員や相談所にお世話になった時の記録。詳しい内容があればきぼうします。」との保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年8月28日付け中児相第7-18号で、開示請求に係る保有個人情報を不存在的理由として、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年11月6日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 児童相談所の相談案件数はそれほど多くはない。幼少期から長きに渡り児童相談所との関わりがあったため、帳簿、台帳や決裁文書など、30年間、またはそれ以上の期間、何かしらの情報が残っていると考えられる。

イ 家族から、自身の身体に何があったのか十分に話を聞かされていない。

ウ 児童相談所案件が個人の人生そして社会にどれだけ重篤な影響を与えるかを今一度、精査、理解し、審査されたい。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

審査請求人が昭和○年頃から平成○年頃に児童相談所と関わった記録（以下、「本件対象保有個人情報」という。）

(2) 不開示決定の理由

次の理由により本件対象保有個人情報は、存在しないため不開示とした。

ア 審査請求人が児童相談所で相談を受けていた可能性を前提に、文書の保存期間等の観点から複数の職員で文書の探索を行った。

イ 児童相談所で相談を受理した場合は、児童ごとに「児童記録票」を作成し、「児童保護台帳」へ氏名、生年月日等を記入の上、ケース番号を採番し、併せて、児童名を五十音順で管理する「児童保護台帳カード」を作成している。

なお、「児童記録票」は子どもごとに一つのケース番号で管理しており、複数回相談があった場合は、その都度相談歴を「児童記録票」に追記するが、児童保護台帳は複数回は記載していない。また、「児童記録票」については、平成23年度以降は電子媒体で保管しており、平成23年度前のものは、紙媒体により保管している。

ウ 児童記録票については、厚生労働省の児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下、「児童相談所運営指針」という。）において、次のとおり文書の保存期間が定められており、実施機関では、当該運営指針に基づき、保存期間を定めている。

(ア) 児童養護施設に入所措置等された児童や家庭裁判所に送致した児童等についてはその児童が満25歳になるまでの間。

(イ) 児童相談所による在宅指導等の措置がとられた児童については、その児童が措置を解除されてから5年間。

(ウ) その他の援助を行った児童については、その取扱いを終了した日から5年間。ただし、養子縁組が成立した事例は永久保存、将来的に活用が予想される場合は長期保存。

エ 審査請求人の場合、永久保存の文書として保存されておらず、また、満25歳を超えているため、児童記録表の保存期間を経過している。

オ 児童記録票綴の索引として用いられる児童保護台帳カードについても探索を行ったが、本件対象保有個人情報は10年以上前のものであることや審査請求人は満25歳を超えていることから、児童記録票の保存期間を経過しており、審査請求人に関する記録は確認できなかった。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

カ 昭和〇年以降に中央児童相談所で相談を受けた児童の氏名や生年月日等を全て記載している児童保護台帳についても確認したが、審査請求人についての記録は確認できなかった。

キ 審査請求人は昭和〇年から平成〇年までの間に改名していることから、改名前と改名後の氏名の両方で探索を行ったが、いずれの氏名でも記録は確認できなかった。

ク 電磁的記録においても確認を行ったが、審査請求人に関するものは確認できなかった。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年11月25日	諮問を受けた。
令和3年1月22日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
2月24日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
4月28日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
5月18日 ～9月6日	審査請求人に対し、意見書の提出を求めた(結果、提出はなされなかった)。
9月29日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報を保有していないため、条例第17条第2項に該当するとして不開示としている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分を取り消すとの裁決を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 本件処分の妥当性について

(ア) 本件対象保有個人情報の取扱い等について

実施機関は、相談を受け付けた場合、児童ごとに児童記録票を作成し、関連した資料と併せて児童記録票綴として編綴し、児童ごとのケース番号を記録した児童保護台帳及び児童記録票綴の索引として用いるための児童保護台帳カードを作成している。

また、児童記録票の保存期間については、児童相談所運営指針第3章第2節12(4)に基づき、対象の子どもが満25歳になるまでの間、又はその取扱いを終了した日から5年間である。ただし、養子縁組が成立した事例や将来的に児童記録票の活用が

予想される事例については、永久保存としており、児童保護台帳カードについても同様の取扱いとしている。

実施機関の説明によると、昭和〇年以降に相談を受けた児童の氏名や生年月日等については、児童保護台帳に全て記載されており、児童記録票が保存期間満了につき破棄された場合でも、相談の有無については、児童保護台帳により確認することができるとしている。

この点につき、児童保護台帳については、児童相談所運営指針に保存期間の定めがないことから、審査会が事務局職員に実施機関の文書管理表を確認させたところ、永久保存であることが確認された。

(イ) 本件対象保有個人情報の存否について

審査請求人は、当該保有個人情報の対象期間である昭和〇年から平成〇年までの間に改名していることから、実施機関において、審査請求人の改名前と改名後のそれぞれの氏名について、永久保存の児童保護台帳に加えて、児童保護台帳カードや電磁的記録の探索を行ったものの、審査請求人に係る記録については、いずれも確認はできなかった。

以上のことから、実施機関の文書の探索の方法や範囲について、特段の問題はないと認められ、また、本件対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

よって、不存在を理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。